

鶴見区地域保健福祉ビジョン (案)

＜令和5（2023）年度～令和9（2027）年度＞



～だれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられるまちづくり～

令和5年4月
大阪市鶴見区役所

<目次>

第1章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の策定にあたって

- 1 策定の背景 P 4
- 2 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の位置づけ P 5
- 3 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の計画期間等 P 6

第2章 鶴見区の地域特性と地域保健福祉の5年間の振り返り

- 1 鶴見区の地域特性 P 7
- 2 地域保健福祉の5年間の振り返り（2018～2022） P 10

第3章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の基本的な考え方

- 1 基本理念 P 15
- 2 基本理念の考え方 P 15
- 3 前計画からの変遷 P 16
- 4 計画の基本目標 P 18
- 5 計画の体系 P 19



<目次>

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり P 2 0

1 住民主体の地域課題の解決力強化 P 2 1

2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進 P 2 2

3 災害時等における要援護者への支援 P 2 3

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり P 2 4

1 相談支援体制の充実 P 2 5

2 地域における見守り活動の充実 P 2 7

3 権利擁護支援体制の強化 P 2 8

第5章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の実現に向けて P 2 9

第1章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の策定にあたって

1 策定の背景

地域には、年齢や性別、障がいの有無など、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。また、仕事や学校のほか、ボランティアなど、いろいろな理由で地域を訪れ、活動している人々もいます。

このように、多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが自分らしく安心して生活していくためには、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

そのため、大阪市では「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、みんなで支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりに向け、大阪市の将来を見据えたうえで、各区が特色のある地域福祉推進に取り組んでいます。

鶴見区においても「大阪市地域福祉基本計画」趣旨を踏まえながら「鶴見区将来ビジョン」の策定に合わせて、より鶴見区の地域実情に応じた地域保健福祉施策を充実させ、また、新型コロナウイルス感染症等今日的な課題に対応するため、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までを計画期間とする「鶴見区地域保健福祉ビジョン」を策定し、だれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられるまちづくりをめざします。

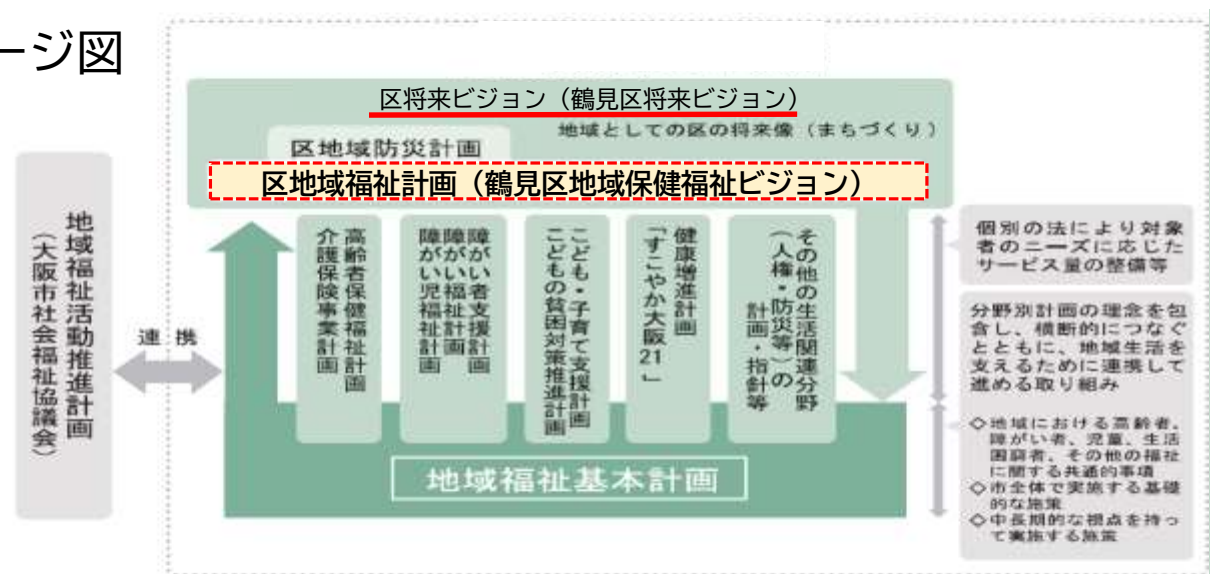
第1章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の策定にあたって

2 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の位置づけ

- 本ビジョンは、「鶴見区将来ビジョン」の地域保健福祉におけるめざす将来像の実現のため、また、鶴見区の地域実情に応じた特色のある地域保健福祉を推進していく指針として定めます。
- 本ビジョンは、地域福祉に関する基本理念や目標を掲げ、地域福祉を推進するための取組みの方向性を示した「大阪市地域福祉基本計画」が示す地域福祉に関する基本理念等を踏襲することとします。
- 本ビジョンの実現のために、「大阪市地域福祉基本計画」と理念・方向性を共有する「大阪市地域福祉活動推進計画」のもとで事業を実施する大阪市社会福祉協議会及び鶴見区社会福祉協議会と共に、鶴見区の地域福祉を推進します。（※）

（※）区役所と区社協は、地域福祉の推進を図るため、相互に役割を分担し、連携・協働できるように「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を平成26年度に締結しています

イメージ図



この図で、各分野別計画と地域福祉基本計画が重なる部分は、各分野別計画が連携して進めるべき取り組み、例えば、地域づくりや地域住民等との協働などを示します

第1章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の策定にあたって

3 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の計画期間等

本計画の計画期間は、「鶴見区将来ビジョン」との整合性を図るために令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年として取り組みます。また、今後、国や本市の関連する施策や計画に変更が生じた場合など、必要に応じて見直しを検討します。

年度	平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)	平成 30年 (2018)	令和 元年 (2019)	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)	令和 7年 (2025)	令和 8年 (2026)	令和 9年 (2027)	令和 10年 (2028)	令和 11年 (2029)
鶴見区	鶴見区 将来ビジョン				鶴見区将来ヴィジョン (平成30年～令和4年)				鶴見区将来ビジョン (令和5年～令和9年)				鶴見区将来 ビジョン (令和10年～)		
	鶴見区 地域保健福祉ビジョン				鶴見区地域保健福祉ヴィジョン (平成30年～令和4年)				鶴見区地域保健福祉ビジョン (令和5年～令和9年)				鶴見区地域保健福祉 ビジョン (令和10年～)		
大阪市	大阪市地域福祉推進指針				大阪市地域福祉基本計画 (平成30年～令和2年)				大阪市地域福祉基本計画 (令和3年～令和5年)				大阪市地域福祉基本計画 (令和6年～令和8年)		
									大阪市地域福祉基本計画 (令和9年～令和11年)						

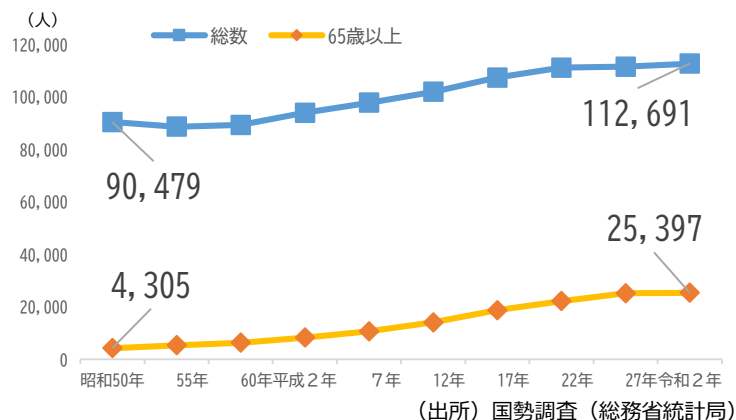
第2章 鶴見区の地域特性と地域保健福祉の5年間の振り返り

1 鶴見区の地域特性

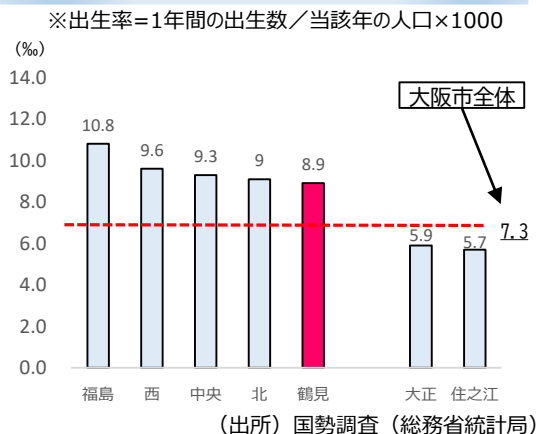
分析①

- ◆ 鶴見区の人口は、総数として昭和50年以降も増加傾向にありましたが、近年はゆるやかなものとなっています。
- ◆ 65歳以上の高齢者人口数も同様の傾向となっています。
- ◆ 一方で、出生率や年少人口は大阪市平均を上回り、特に年少人口の割合は地域ごとに見ても大阪市平均より高い状況にあり、子育て世代が多いことが区の特性です。

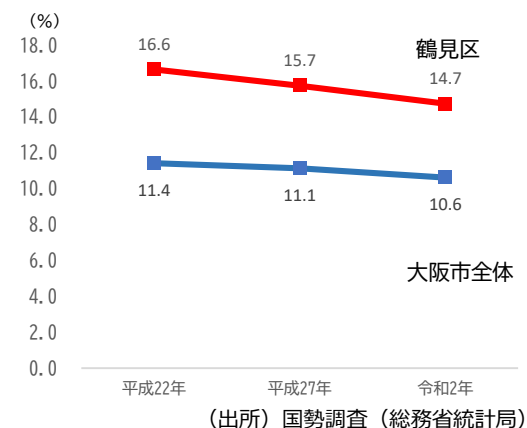
鶴見区の人口推移
(総数と65歳以上)



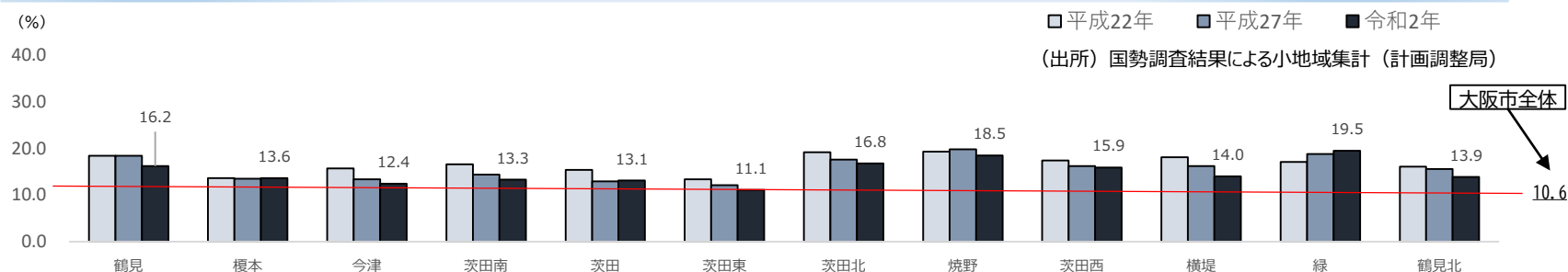
出生率が
24区中5番目に多い



「15歳未満」の割合は減少傾向にあるが大阪市全体より上回っている



地域別 (12地域) の直近10年間の年少 (15歳未満) 人口割合



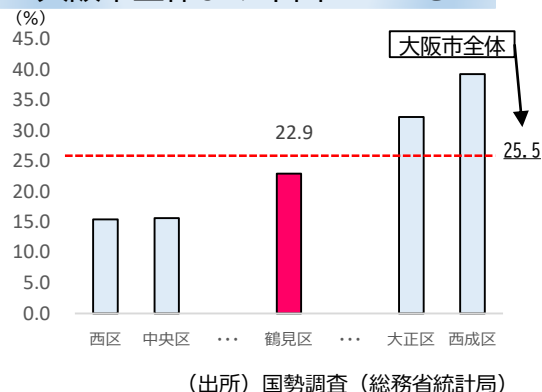
第2章 鶴見区の地域特性と地域保健福祉の5年間の振り返り

1 鶴見区の地域特性

分析②

- ◆ 高齢化率（65歳以上人口の割合）は区全体では大阪市平均を下回っていますが、地域によっては大阪市平均を超えたところもあります。
- ◆ 認知症の高齢者数及び障がい者手帳を持っている方がゆるやかな増加傾向にあります。

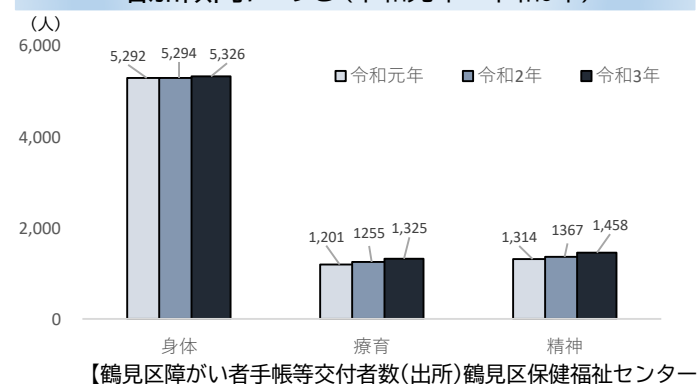
高齢化率は
大阪市全体より下回っている



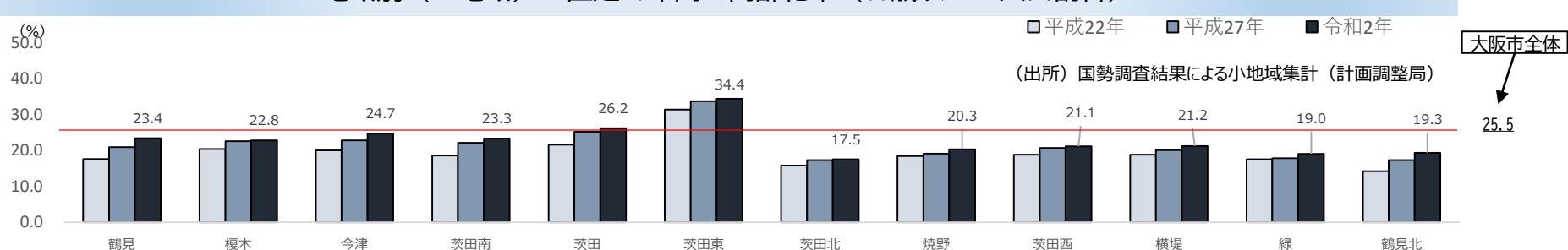
高齢者人口における認知症高齢者数が
増加傾向にある (令和元年～令和3年の推移)



鶴見区の障がい者手帳等交付者数は
増加傾向にある (令和元年～令和3年)



地域別 (12地域) の直近10年間の高齢化率 (65歳以上の人口割合)



第2章 鶴見区の地域特性と地域保健福祉の5年間の振り返り

1 鶴見区の地域特性

分析①（再掲）

- ◆ 鶴見区の人口は、総数として昭和50年以降も増加傾向にありましたが、近年はゆるやかなものとなっています。
- ◆ 65歳以上の高齢者人口数も同様の傾向となっています。
- ◆ 一方で、出生率や年少人口は大阪市平均を上回り、特に年少人口の割合は地域ごとに見ても大阪市平均より高い状況にあり、子育て世代が多いことが区の特性です。

分析②（再掲）

- ◆ 高齢化率（65歳以上人口の割合）は区全体では大阪市平均を下回っていますが、地域によっては大阪市平均を超えたところもあります。
- ◆ 認知症の高齢者数及び障がい者手帳を持っている方がゆるやかな増加傾向にあります。

分析からみた現状は・・・

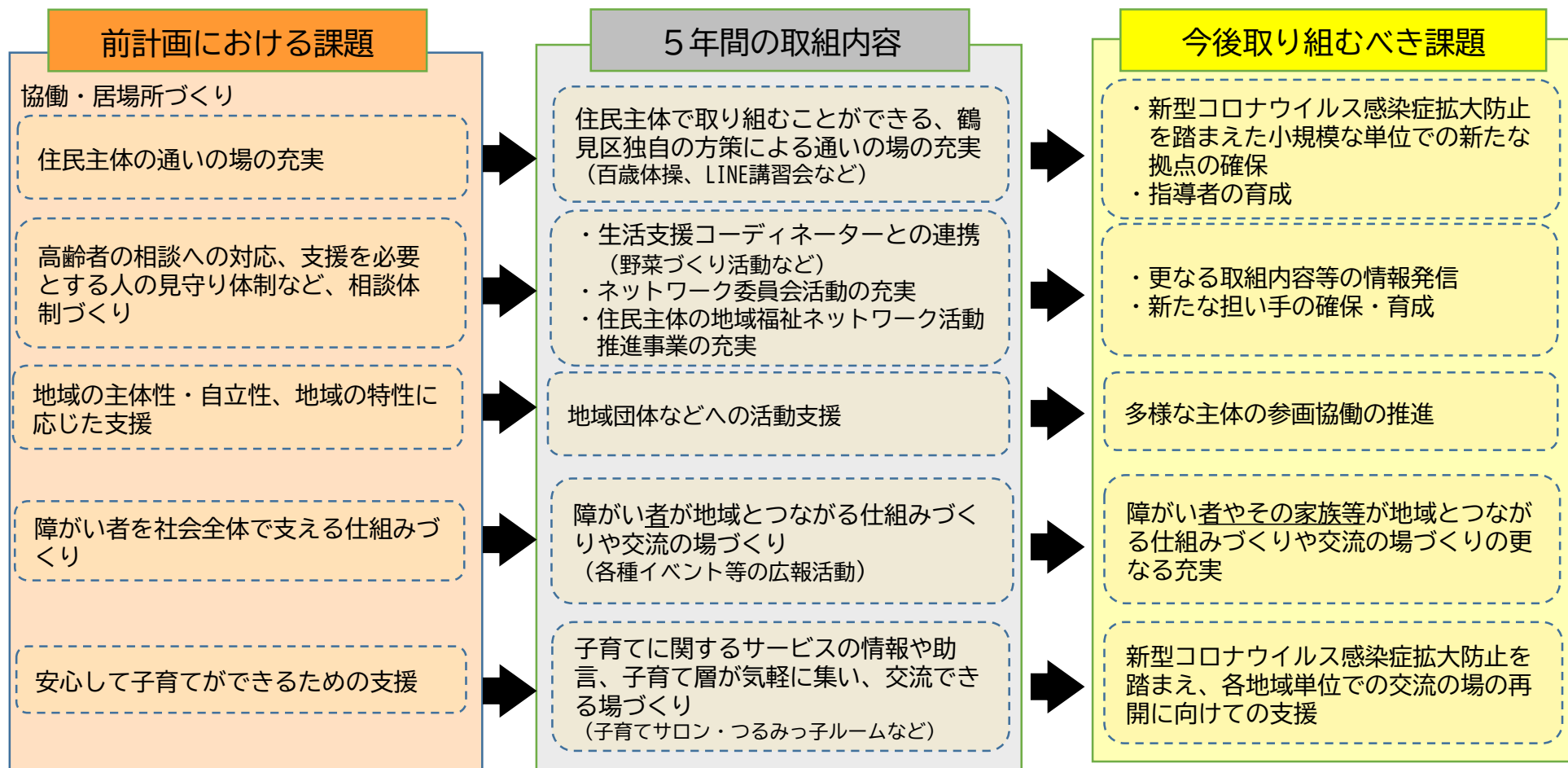
子育て世代から高齢者世代まで、また障がいのある方が安心して生活を送ることができるよう多様な保健・福祉の充実が引き続き必要となっています。

第2章 鶴見区の地域特性と地域保健福祉の5年間の振り返り

2 地域保健福祉の5年間の振り返り（2018-2022）

平成30（2018）年度から令和4（2022）年度を計画期間とする鶴見区地域保健福祉ビジョン（前計画）で掲げた課題に対し、この5年間取り組んできた内容を振り返り、今後取り組むべき課題を示します。

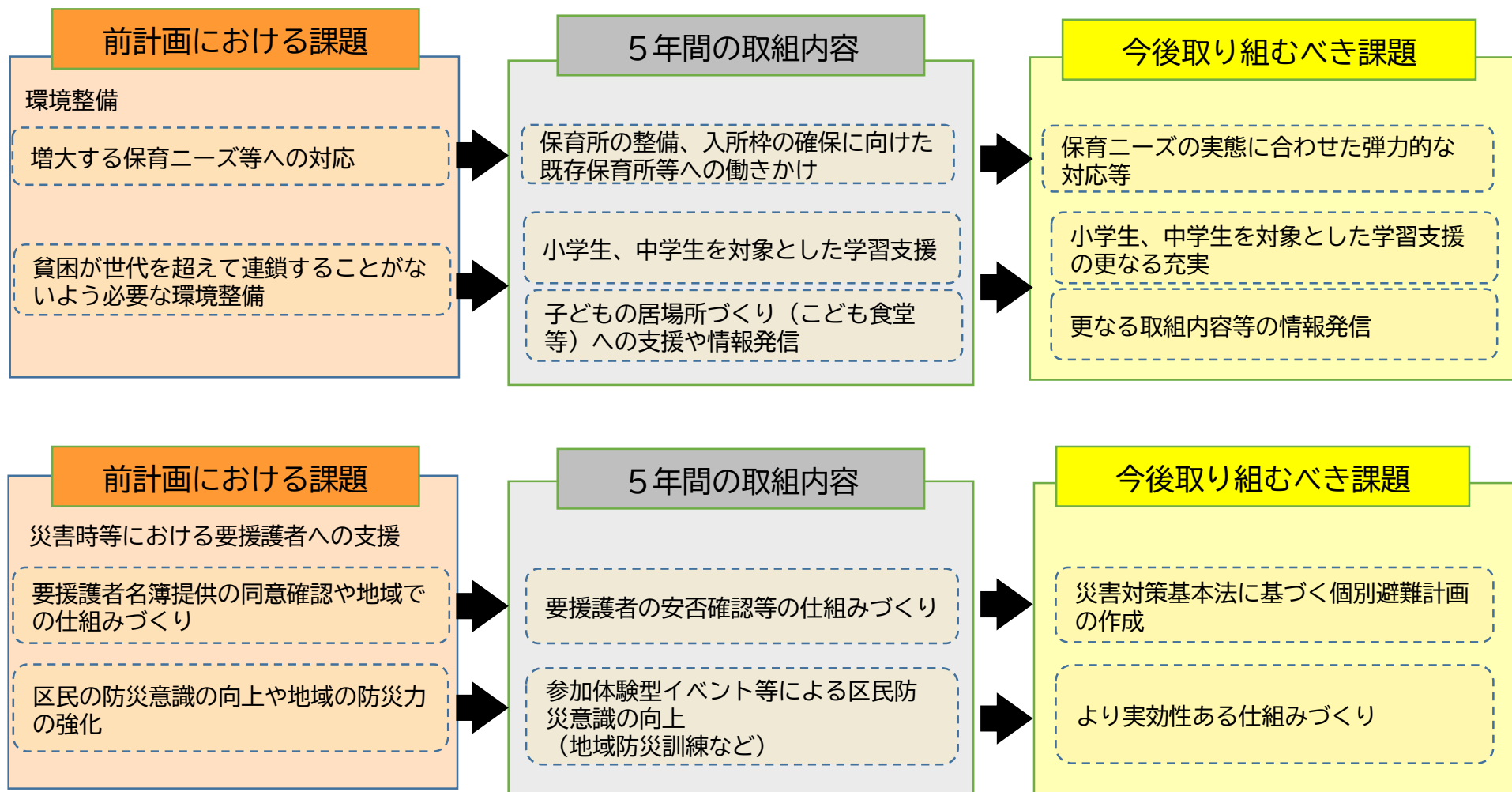
（1） みんなで支え合う地域づくり



第2章 鶴見区の地域特性と地域保健福祉の5年間の振り返り

2 地域保健福祉の5年間の振り返り（2018-2022）

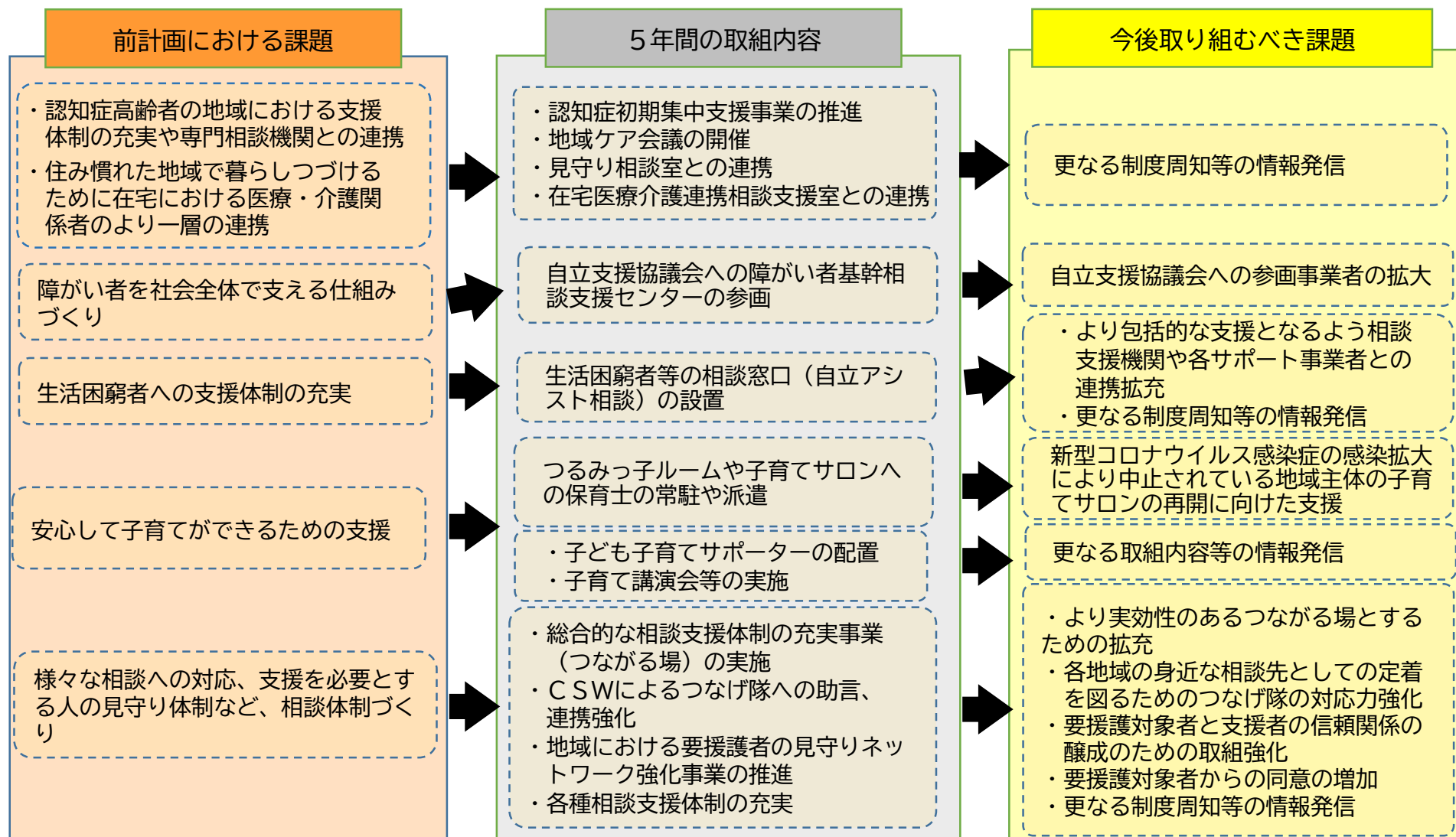
（1）みんなで支え合う地域づくり



第2章 鶴見区の地域特性と地域保健福祉の5年間の振り返り

2 地域保健福祉の5年間の振り返り（2018-2022）

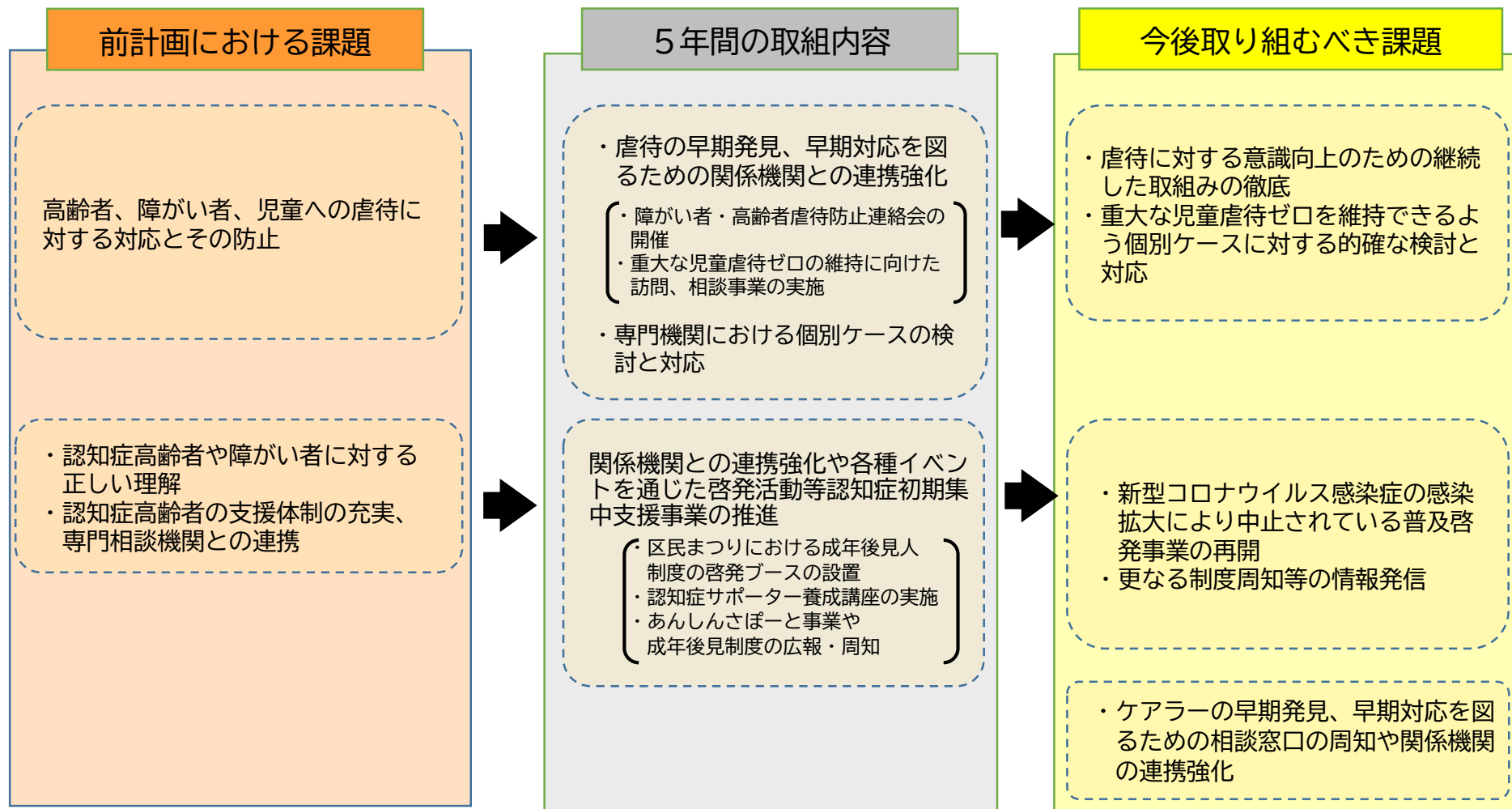
（2）総合的な相談支援体制の充実



第2章 鶴見区の地域特性と地域保健福祉の5年間の振り返り

2 地域保健福祉の5年間の振り返り（2018-2022）

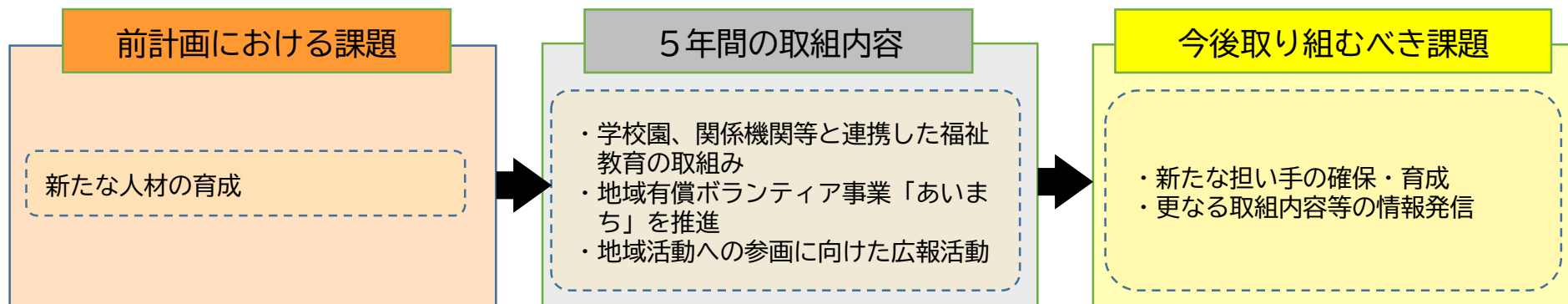
（3）権利擁護の推進



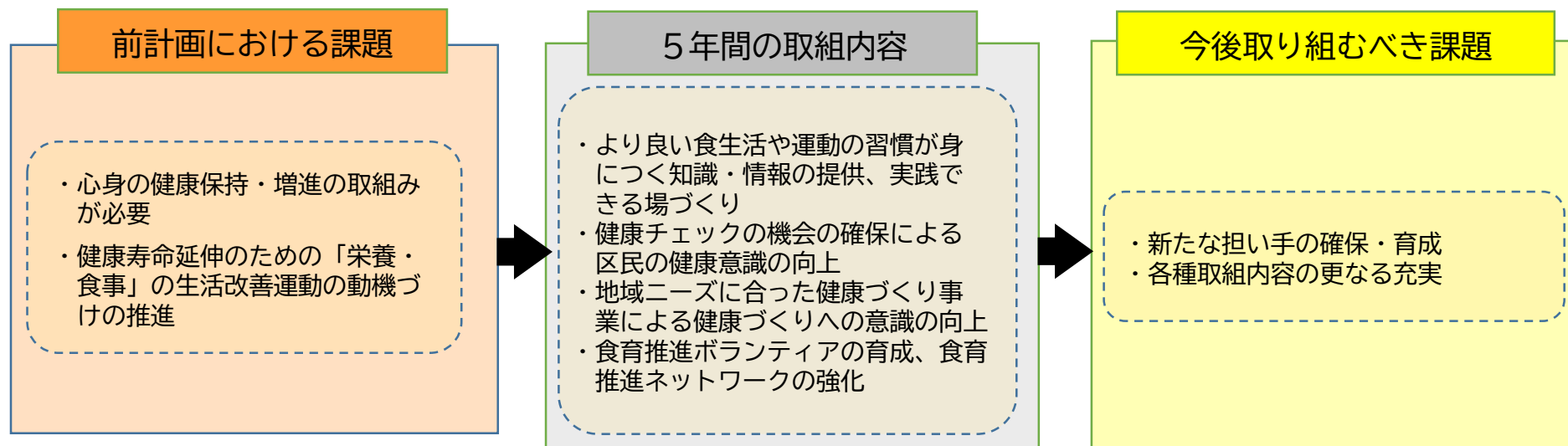
第2章 鶴見区の地域特性と地域保健福祉の5年間の振り返り

2 地域保健福祉の5年間の振り返り（2018-2022）

（4）地域福祉の担い手の育成



（5）いきいきと暮らすための健康づくり



第3章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の基本的な考え方

1 基本理念

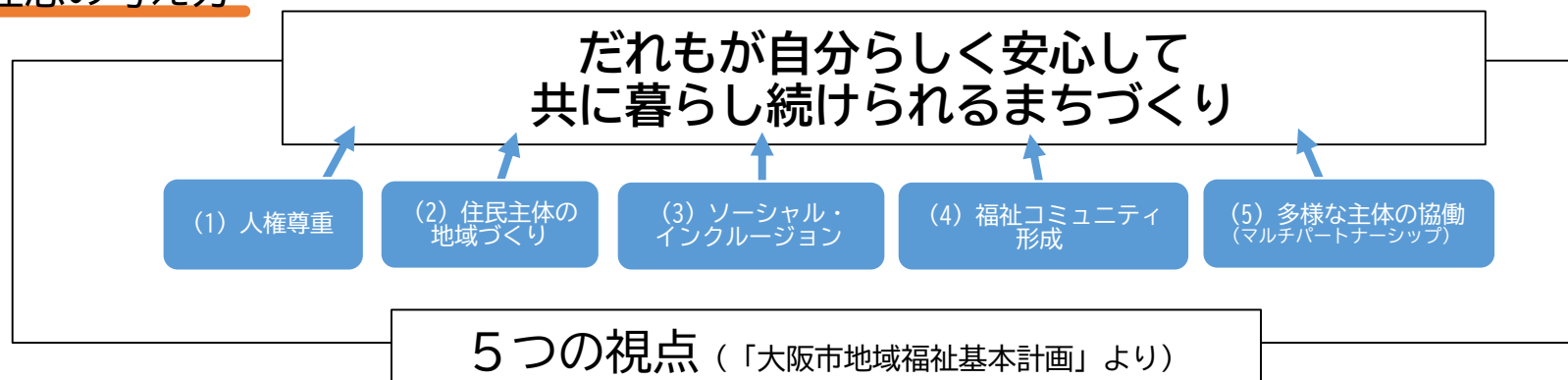
「だれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられるまちづくり」

「大阪市地域福祉基本計画」では、住民や行政をはじめ地域に関わるすべての人が共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、共有できる基本理念として、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を設定しています。

「鶴見区将来ビジョン」では、高齢者や現役世代そしてこれからの社会を担うこどもたちが地域や身近な人々と安心して暮らすことのできるまちの実現をめざしています。また、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を新たに付加した「つながり、ふれあい、みまもり、支えあう、『誰一人取り残さない』、安心して暮らせるまち」を将来像に掲げています。

「大阪市地域福祉基本計画」の基本理念と「鶴見区将来ビジョン」の将来像に基づき、今回策定する本ビジョンにおいては「だれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられるまちづくり」を基本理念とします。

2 基本理念の考え方



第3章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の基本的な考え方

3 前計画からの変遷

前計画の将来像は、

将来ビジョンのアクションプランである運営方針の各経営課題

- ・経営課題3【次世代育成に向けたまちづくり】➡将来像：「子育てできるまちづくりの推進」
- ・経営課題5【健康で安心して暮らせるまちづくり】➡将来像：「地域に住むすべての人が共に支え合い健康に安心して暮らせ」

運営方針の経営課題は、

上位計画である「大阪市地域福祉推進指針」の考え方

- ・「地域福祉とは、共に生き共に支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域を地域の住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉」

を受け継いで策定されていました。

上記のことから、本ビジョンの理念を設定するにあたり「大阪市地域福祉基本計画」の理念である「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」と、地域として区のめざすべき将来像を掲げた将来ビジョンの「めざすべき将来像：つながり、ふれあい、みまもり、支えあう、『誰一人取り残さない』、安心して暮らせるまち」の「誰一人取り残さない」の趣旨を受け継ぎ、

本計画の基本理念を

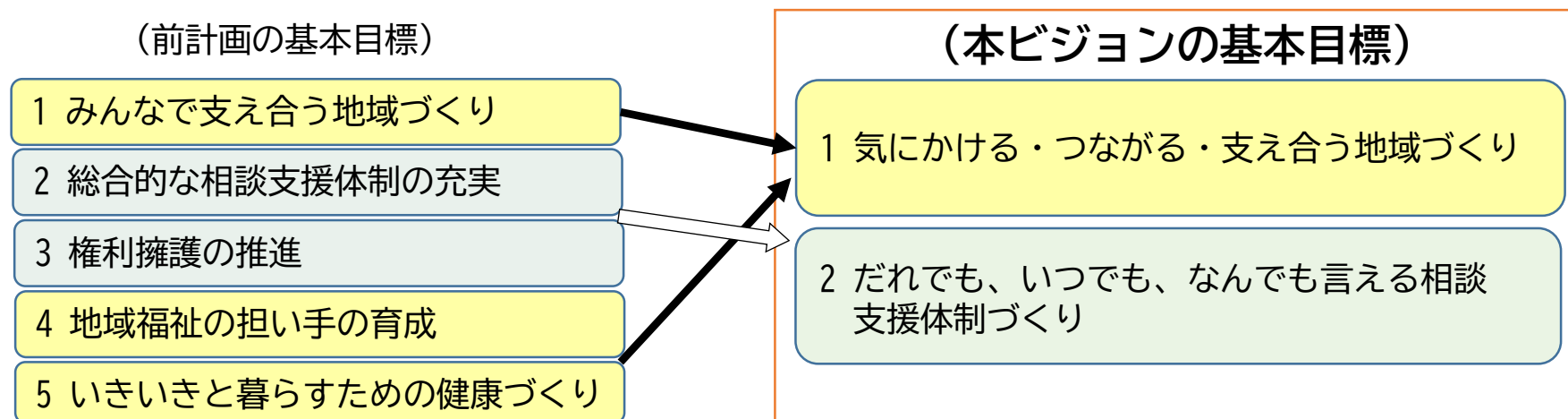
「だれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられるまちづくり」

と整理しました。

第3章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の基本的な考え方

3 前計画からの変遷

基本理念の実現に向けて、次の2つの基本目標を掲げます。これらの基本目標に沿って、地域に関わる全ての人や団体等が、だれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられるまちをめざして連携・協働して環境の変化に応じた地域福祉活動に取り組むとともに、地域の包括的な支援体制の充実に向けて様々な取組みを推進します。



前計画の基本目標は、上位計画である「大阪市地域福祉基本計画」に掲げる基本目標と、区が特に力を入れて取り組む施策を併記して設定していました。

前計画において区が特に力を入れて取り組む施策については上位計画である「大阪市地域福祉基本計画」における基本目標を実現するためのものであることから、上位計画の目標設定（2つの基本目標）と整合性を図ることとします。

第3章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の基本的な考え方

4計画の基本目標

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国籍住民といった世代や背景が異なる人々が暮らしていますが、身近な地域に暮らすもの同士がお互いにつながり存在を認め合うことができれば、お互いの日々の変化に気づくことにつながっていくことができます。

さらに、災害などいざという時には、「どの家にどんな人が住んでいて、どこで救助を待っているか」などの重要な情報をあらかじめ把握しておくことにより、安否確認や救助活動等に役立てることができます。

そのため、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めます。

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、「不便さや生きづらさを感じたとき」に、だれかの手助けが必要となります。また、解決が難しい様々な課題を抱えた人や、家族全体に必要な人の中には、「どこに相談したらよいのかわからない」と感じている人も多く、必要な手助けを十分に受けることができていない可能性があります。

こうした課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め「丸ごと」の支援を行うことができるしくみをつくる必要があります。支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」をめざします。

第3章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の基本的な考え方

5計画の体系

基本理念 だれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられるまちづくり

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

＜施策の方向性＞

- (1) 住民主体の地域課題の解決力強化
- (2) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
- (3) 災害時等における要援護者への支援

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

＜施策の方向性＞

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 地域における見守り活動の充実
- (3) 権利擁護支援体制の強化

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

施策の方向性 今後取り組むべき課題

1 住民主体の 地域課題の 解決力強化

- ア) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり
と活動への参加促進
- イ) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる
体制づくり
- ウ) 専門職による地域福祉活動への支援

前計画からの課題

2章-2-(1) 協働・居場所づくり
2章-2-(4)
2章-2-(5)

2章-2-(1) 協働・居場所づくり
2章-2-(2)

2章-2-(2)

2 地域福祉 活動への 多様な主 体の参画 と協働の 促進

- ア) 多様な主体の参画と協働
- イ) 社会資源の有効活用

2章-2-(1) 協働・居場所づくり

2章-2-(1) 環境整備
2章-2-(4)

3 災害時等 における 要援護者 への支援

- ア) 災害時における要援護者への支援
- イ) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり

2章-2-(1) 災害時等における
要援護者への支援

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

成果目標：災害時に限らず日常生活の中で、住民同士のつながり、支え合いが行われていると感じる区民の割合：60%以上

1 住民主体の地域課題の解決力強化

ア) 地域での支え合い、助け合いの意識づくりと活動への参加促進

- ▶これまで積極的に関わってこなかった人も含め、様々な人が地域活動に参画できるよう広報活動を充実させ、新たな担い手の拡大につなげるとともに、地域の実情にあった幅広い事業が展開できるよう支援します。また、ICTを活用するなどし、高齢者や障がい者が共に活動できる環境づくりを検討します
- ▶住民同士の助け合い活動としての地域有償ボランティア事業「あいまち」を推進していく中で、新たな担い手の発掘、育成につながるような取組みを進めます
- ▶事業に見合った有効な感染症対策を講じたうえで、地域団体や福祉関係機関等と連携した、気軽につどい交流できる場を提供します
- ▶元気でいきいきと生活していくための心身の健康保持・増進に取り組めるよう引き続き支援を行います
- ▶障がい者やその家族等と地域がつながる仕組みづくりや交流の場をさらに充実させるよう、自立支援協議会などの様々な現場の意見を聞きながら、障がい者スポーツや文化活動の場がすべての人の交流の場となるよう支援を行うほか、障がい者やその家族等が地域の活動や行事に気軽に参加できるよう支援を行います

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

1 住民主体の地域課題の解決力強化

イ) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり

- ▶CSW（コミュニティソーシャルワーカー）により各地域に配置しているつなげ隊（地域福祉コーディネーター）のスキルアップを図り、住民主体の地域福祉ネットワーク活動の支援や地域住民のつながりづくりを進めます
- ▶各種事業の認知度の向上を図るため更なる情報発信を行います

ウ) 専門職による地域福祉活動への支援

- ▶「つながる場」の活用が進むよう当事業の認知度の向上を図るため更なる情報発信を行います

2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

ア) 多様な主体の参画と協働

- ▶各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、各地域における地域福祉活動に取り組むことができる仕組みづくりを進めます

イ) 社会資源の有効活用

- ▶保育施設の整備が進むなど待機児童対策における入所枠は一定必要数の確保ができている中、保育ニーズの実態に合わせて保育施設の空きスペース等を活用した弾力的な対応が実現できるよう既存保育施設への働きかけを進めます
- ▶産学連携により鶴見区に在住・在学の学生等新たな担い手に地域福祉活動に参加してもらう仕組みづくりを進めます

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

3 災害時等における要援護者への支援

ア) 災害時における要援護者への支援

- ▶ 個別避難計画作成事業を通じて、要援護者と地域との接点や支える側と支えられる側の相互理解が増し、見守り事業の質の向上が期待でき、その事が地域の防災力向上に資することから、災害対策基本法第49条の14に基づき、要援護者の個別避難計画を概ね5年以内を目標に作成します

イ) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり

- ▶ 地域防災訓練や参加型イベントの実施対象が要援護者まで拡がるよう促すとともに、地域防災計画が要援護者に対応したものになっているかの点検、改正を進めます

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

施策の方向性

今後取り組むべき課題

前計画からの課題

1 相談支援体制の充実

ア) 複合的な課題等を抱えた人への支援
①総合的な相談支援体制の充実事業の普及促進
②生活困窮者自立支援制度との連携
③こどもの貧困対策との連携

イ) 相談支援体制を支える人材の育成・確保

ウ) 社会参加に向けた支援

エ) 相談支援体制周知のための情報発信

2章-2-(1) 環境整備
2章-2-(2)

2章-2-(2)

2章-2-(2)

2章-2-(2)

2 地域における見守り活動の充実

ア) 見守り活動の活発化による地域住民の見える関係づくり

2章-2-(2)

3 権利擁護支援体制の強化

ア) 虐待防止の取組みの推進

イ) 成年後見制度等の利用促進

ウ) ケアラー支援の推進

2章-2-(3)

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

成果目標：地域で支援を必要としている人に必要な支援が行き届く地域社会になっていると感じる区民の割合：40%以上

1 相談支援体制の充実

ア) 複合的な課題等を抱えた人への支援

①総合的な相談支援体制の充実事業の普及促進

▶福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化し、複合的な課題を抱えた人や世帯が多数存在し、分野を超えた横断的かつ包括的な相談や対応が必要であることから、つながる場を中心に、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターなどの各専門分野の相談機関の連携対応を実効性のあるものとするため、見守り相談室を含めた相談支援体制の充実を図ります

②生活困窮者自立支援制度との連携

▶つながる場を活用し、生活困窮者自立支援事業がより実効性のあるものとなるよう取り組みます

③こどもの貧困対策との連携

▶将来の貧困層の減少を目的に、小学生・中学生を対象とした学習支援等に取り組みます

▶こどもの居場所づくり等（こども食堂等）を実施している事業者や団体に向けた支援や居場所の情報発信に取り組みます

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取り組み

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

1 相談支援体制の充実

イ) 相談支援体制を支える人材の育成・確保

- ▶ 地域住民の見守りや身近な相談先として各地域で活動しているつなげ隊が、福祉ニーズの掘り起こしや生活課題の早期発見ができるよう、CSWと連携した相談支援体制の充実を図ります
- ▶ 令和4年度より配置しているつながる推進員を中心として各分野における相談支援窓口が連携し情報を共有するとともに、相談支援対応のスキルを高めるために定例的に研修を行い知識習得に努め、区主催の研修を行う等人材育成に努めます
- ▶ 高齢者、認知症支援等地域住民の福祉に関する課題や相談を解決できるように、引き続き区社協や地域包括支援センター、ランチを中心とした相談支援体制の充実を図ります
- ▶ 自立支援協議会への参画事業者の拡大を図り、自立支援協議会を通じて様々な課題を抽出し、障がい者やその家族等が必要な福祉サービスを安心して適切に利用できるよう必要な情報の提供や判断が難しい人を支援する障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実を図ります
- ▶ 子育てに対する不安感等の解消を図るため、講演会等の実施や相談支援の充実を図ります
- ▶ 子ども・子育てサポーターを配置し、各家庭のニーズや相談内容に沿った子育てサービスの情報提供や施設案内を行います

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取組み

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

1 相談支援体制の充実

ウ) 社会参加に向けた支援

- ▶生活困窮者が抱える課題を広く受け止め、課題解決のために必要な支援を提供するとともに、様々なサービス等につなぐことを目的として設置された自立アシスト相談窓口の機能が、より実効性あるものとなるよう、各サポート事業者との密接な連携を図ります

エ) 相談支援体制周知のための情報発信

- ▶対象者をはじめ様々な人に各種制度や取組内容を認知・理解してもらえるよう、更なる情報発信を行います

2 地域における見守り活動の充実

ア) 見守り活動の活発化による地域住民の顔の見える関係づくり

- ▶各地域に提供している要援護者名簿が有効に活用できるよう、見守り相談室を中心に、地域や民生委員・児童委員など関係機関と連携協力し、要援護者の安否確認や支援者との信頼関係の構築等、必要な支援につなげます
- ▶制度の周知・説明を通して、要援護対象者と支援者の理解を図り、要援護者からの同意の増加に取り組みます

第4章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の施策の方向性と具体的な取り組み

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

3 権利擁護支援体制の強化

ア) 虐待防止の取り組みの推進

- ▶ 地域ケア会議などから地域課題を抽出し課題解決に向け取り組んでいる地域包括支援センター等関係機関との連携を深め、高齢者虐待の早期発見、通報につながるよう、虐待に関する知識及び権利擁護に関する啓発を実施します
- ▶ 障がい者への理解を深めるよう啓発活動を進めます
- ▶ 児童虐待防止に関する啓発の促進に取り組みます
- ▶ 高齢者、障がい者及び児童に対する虐待の防止並びに虐待の早期発見及び早期対応を図るために関係機関と連携を強め、適切な支援を行います
- ▶ 要保護児童対策地域協議会で個別ケースの検討と対応を行います
- ▶ 就学前の子どもがいる育児に不安を抱える家庭に対し、保育士等が訪問し、助言や必要な育児支援への繋ぎを行い、未然に重大な児童虐待防止に取り組みます

イ) 成年後見制度の利用促進

- ▶ 認知症高齢者や障がい者に対する正しい理解に向け、感染症対策を講じたうえで実施可能な普及啓発事業の内容・実施方法を検討し、事業を再開します
- ▶ 判断能力が不十分な人の権利が守られるよう、あんしんさぼーと事業や成年後見制度を周知し、適切な支援を実施します

ウ) ケアラー支援の推進

- ▶ 自身や周囲が気づくことのできないケアラーのため、自身が気づけるよう啓発するとともに、ケアに必要な家族や近親者などを無償でケアするケアラーからの相談に対し、適切な福祉サービスの利用につなげたり、社会資源を紹介する等の支援を行います

- ▶ 本ビジョンの理念「だれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられるまちづくり」を実現するためには、行政や地域、関係する機関、団体等、多様な主体が連携して取り組むことが不可欠であり、今回策定した計画の内容について区民の方に向けて積極的に広報、周知を行い、幅広い連携・協力体制を構築していきます。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大により今も社会生活において非常に大きい影響を受けています。そうした中でもつながりを絶やすことなく、お互いの暮らしを気にかけてあうため、できることを工夫しながら進めていく必要があります。
- ▶ 計画の取組み状況についても、区政会議をはじめ、関係機関や団体等の意見をお聞きし、いただいた意見を以後の取組みの展開に活かしていくこととします。